

# 私の平和への思い

## — 軍隊体験から「良心的軍事費拒否」裁判まで —

### はじめに

今日は平和について私の話を聞いていただけることを有難く存じます。前号の予告には「平和をつくり出す」とありましたが、私の実践は平和をつくり出すという程のことではないので、このように改めさせていただきました。

はじめに、キ医連と私の関係を一言申しあげます。私は野村実先生（1996年没）を通してキ医連を知りました。私の妻が結核で先生に診ていただき、そのお導きで医療ソーシャルワーカーの仕事をするようになりました。彼女がキ医連の会員になったので、私も時々関東部会の集会に出席させていただきました。1962年のクリスマスに、「実と影」という野村先生らしいお話しを、この教会で伺ったことを覚えております。先生からのご依頼で、『医学と福音』の巻頭言を英訳する仕事をさせていただき、それがきっかけとなって、1974年の『医福』誌に5回にわたって「私の軍隊体験」という文を寄稿しました。

それから、佐藤智先生が南インドのタリアン先生の所へ行かれた時には、先生の便りの英訳のお手伝いをしまして、佐藤先生には以来いろいろとお世話になっています。

1978年には、中川晶輝先生の御紹介で「日本友和会」というキリスト教平和主義の団体（1926年設立、月刊誌『友和』を発行）に入れていただきました。

それから私が忘れることができないのは、伊藤邦幸さん（1993年没）です。彼は私の裁判のとき、ネパールから応援の一文（書証として）を送って私を励ましてくれました。

私の裁判はもう10年も前の話になりますが、最近政治家の田英夫さんが「徹子の部屋」というテレビ番組に出演し、「この頃若い政治家たちが、戦争がどういうものかも知らずに、戦争を肯定するようなことを言う。こうした風潮は心配にたえないので、自分も戦争体験を語ることにした」と言っていました。これを聞いて私も、非力ではありますが、敢えて戦争と平和への思いを語ろうと思った次第です。

### 私の軍隊体験

先ず私の軍隊体験をお話しいたします。これは先に申しましたように『医福』誌に書いたことです。私が軍隊に入りましたのは、1943年12月1日、国立競技場で雨中の行進をしたあの学徒兵達の入隊日と同じです。第13海軍飛行予科練習生という身分でした。私は1927年生まれですが、その年は兵役法ができた年で、31年には満州事変とともに15年戦争が始まり、2.26事件、日中戦争を経て、41年太平洋戦争に突入という軍国主義の時

代に育った典型的な軍国少年でした。

昼間はある製薬会社に給仕として働く、旧制夜間中学の生徒であった私は、配属将校の「お国の為に」という叱咤激励に追い立てられるようにして海軍を志願し、いわゆる「七つぼたんの予科練」に入ったわけです。それから2年の教育を受けて敗戦の年の5月に任官しましたが、戦場に出ることなく敗戦・除隊、一等飛行兵曹で復員しました。18歳でした。

私の体験は、いわゆる戦争体験ではなくて軍隊体験だけですが、しかもまだ子供で何もわからなかったのですが、戦後聖書を読みキリスト教平和主義に立つようになって、その生活を省みた時、それは私に実に様々のことを考えさせる、いわば私の「原体験」と言うべきものになったのでした。私にとって嫌な思い出ですが、貴重な体験でした。

いろいろありますが、三つの点にまとめてお話ししてみます。

第一は軍隊の偽善性ということです。新兵訓練の期間のことですが、こういうことがありました。練習生は「自省録」という日記を書かせられていましたが、ある時私はそれに誠実を旨とすべき軍隊が、軍人勅諭をもじって「軍人は要領をもって本文とすべし」というようなことを言うのはおかしいと書きました。それが検閲の班長の癪にさわり、気絶する程の制裁を受けました。「天皇の軍隊を批判するとは生意気だ」という罰でした。建前と本音は別の軍隊の偽善性を身をもって知った事件でした。

第二は軍隊生活の醜悪さです。その著しい例は、集団の為には個は全く顧みられないということです。特に何をやっても不器用でうまくできないような弱い人間を徹底的にいじめ、それによって集団の志気を鼓舞しようとする卑しい集団主義です。

第三は私の言葉ですが、擬似精神主義ということです。日本人は何かというと「精神」とか「心」と言いますが、それが本当に精神を高め魂を浄化するものでなく、単なる非合理的な感情に過ぎないことが多いように思います。軍隊における「特攻」とか「玉砕」などは、正に擬似精神主義の最たるものと言うべきでしょう。

こうした軍隊の特性は、実は日本人の心性そのもののように思えます。戦力不保持の第9条を掲げながら強大な軍事力を保持する偽り、変化しつつあるとはいえ今なお強固な個の抑圧と集団志向、強者崇拜と弱者排除による勝利至上の考え方、などは私が軍隊で反面教師として習ったものと少しも変わっていないように思います。

私は戦後は長らく教師を勤めましたが、教師としての唯一の願いは、この若い人たちが二度とあの愚かで残酷で無益な軍隊生活を体験することがないように、ということでした。

### キリスト教平和主義への開眼

戦後の混乱の中で人生を模索していた私は、幸いに聖書に出会い、キリスト教に接しました。私の信仰の恩師は山本泰次郎（1900～1979）という方で、内村鑑三（1861～1930）

の直接の弟子でした。私はこの先生を通して内村を知り、彼の非戦論によってキリスト教平和主義に開眼したと思っています。

山本先生は1953年に、内村の非戦論関係の論文を集めて『内村鑑三の非戦論』という一書を出しておられます（角川文庫）。これが私が非戦思想に接した始めです。

内村はその生涯に三度の戦争—日清、日露両戦争と第一次世界大戦—を経験し、ために深く戦争と平和の問題を考えた人でした。彼は最初は義戦論者で、日清戦争では英文で「日清戦争の義」を綴り、その正当性を世界に訴えました。しかし事志と相違して、戦争が「欲戦」として終わったことを知った内村は、その10年後の日露戦争に当たっては、非戦論者として立つに至りました。今では平和思想の古典的文章となっている「戦争廃止論」がそれです。「余は日露非開戦論者であるばかりではない、戦争絶対的廃止論者である。戦争は人を殺すことである。そうして人を殺すことは大罪悪である。そうして大罪悪を犯して、個人も国家も永久に利益を収め得ようはずはない。世の正義と人道と国家とを愛する者よ、来たって大胆にこの主義に賛成せよ。」

「この主義」とは「絶対的非戦主義」です。「世に義戦ありという説は、今や平和の主を仰ぐキリスト信者の口にのぼすべからざるものであります。平和は決して戦争を通して来たりません。平和は戦争を廃して来たります。武器を置くこと、これが平和の始まりです。」また彼は非戦主義者になった由来を述べて、自分の生涯に経験した「無抵抗主義の利益」と、「過去10年間の世界歴史」とを挙げていますが、これは彼の平和思想が決して宗教的信念や哲理だけに基づくものでなく、人生経験や社会—歴史的考察に基づく甚だ堅実なものであったことを示しています。

しかし一方で、彼は「戦時における非戦主義者の態度」を説いて、一見非戦論の後退とも見える「非戦主義者の戦死」という甚だ過激な文章も残しています。これは平和主義者は自分の嫌う戦争の犠牲となれ、戦っても敵を憎むことなく、その戦死が贖罪の死となることを願って、死に至るまで平和を祈れ、と勧めるものです。阿部知二はその著『良心的兵役拒否』（岩波新書）において、これを「良心的戦死というべき宣言」と呼び、批判的にはありませんが、「世界にも類を見ないであろう」と評しています。

第一次世界大戦は、内村に大きな衝撃と失望を与えました。それはキリスト教国挙げての大戦争であり、教会も一斉に賛成し、米国までも参戦するに至ったからです。内村は「戦争は悪事であると同時に刑罰である。国家は戦争に従事して、負けるも勝つも、神の刑罰をこうむりつつあるのである」と言いました。そしてついには、「戦争は人の力によって、やまるべきものではない。戦争は神の大能の実現によって、やむのである。・・・キリストのみが、真の平和主義者である。絶対的平和を唱えて、完全にこれを実行し得る者である。世界の平和はひっきょうするに、キリストの再臨をもって初めて世におこなわるものである」という信仰的非戦論に立つに至り、「私どもは、平和的運動の最も確実なる手段として、福音宣伝に従事し暮す」と告白しています。（『内村鑑三信仰著作全集』

## 21 (教文館、1962年刊) 参照)

私はこの内村の平和思想によってキリスト教平和主義に開眼しましたが、さらに次の三人に多くを負っています。

一人はR. H. ペイントン(1894～1984)です。『戦争・平和・キリスト者』(中村妙子訳、新教出版社、1963年刊)という本を書いています。原題(Christian Attitude toward War and Peace)の示す通り、キリスト教と平和の関係が歴史的、具体的に詳述されています。私はこれによって、キリスト教平和主義の全体像を把握することができました。

次はM. L. キング(1929～1968)です。私は英語教師をしていましたので、英語クラスのテキストに彼の “Strength to Love” (蓮見博昭訳『汝の敵を愛せよ』、新教出版社、1965年刊)を使い、学生達と一緒に勉強しました。「平和の精神をイエスに学び、その方法をガンジーに習った」という彼の非暴力抵抗の思想と行動に教えられました。

三人目は「韓国のガンジー」と呼ばれ、韓国民主化運動の指導者であった咸錫憲(1901～1989)です。その著『苦難の韓国民衆史』(金学鉉訳、新教出版者、1980年刊)から、民族愛とともに、それを超える歴史観をも学びました。そして「シアル」(一人の独立した人間、を意味する韓国語)を愛してやまなかった先生の人間性にいたく魅せられました。

### 神の平和とキリスト教平和主義

次に私の平和についての考えを申し述べます。私は基本的に平和と平和主義を一応別のものとして、分けて考えています。平和は「あらゆる人知を超える神の平和」(フィリピ4:7)であって、私どもにとって絶対のものですが、これに対し平和主義は、その平和を与えられた者が、自らも平和に生きようと願ってなす信仰的決断であり、従ってその表現も多様な、どこまでも相対的なものであるに過ぎません。ですから、私どもは平和の終末的到来を固く信じつつも、それが私どもの平和主義くらいで実現するなどと思いがってはならないと思います。

ではキリスト教平和主義の原理はどういうものか。私は次のパウロの言葉と、内村鑑三の短文とを挙げたいと思います。「わたしたちは信仰によって義とされたのだから、わたしたちの主イエス・キリストによって神との間に平和を得ている」(ローマ5:1)。「平和はわれらの始めであって、また終わりである。目的であって、また方法である。キリスト信者の所有を総括したものが平和である。彼の全性にしみわたり、彼の全生涯を支配するものが平和である」(キリスト信者の平和)。

さらにキリスト教平和主義の根拠は、と問われれば、ペイントンも言っているように「山上の説教」にあると答えることに異論はないと思います。「平和を実現する人々は、幸いである」(マタイ5:9)は、キリスト教平和主義者の決意表明と言ってよいでしょう。

そして「悪人に手向かってはならない。敵を愛し、自分を迫害する者のために祈りなさい」（同5：39，44）というイエスの無抵抗主義こそキリスト教平和主義そのものです。またイエスは「剣をさやに納めなさい、剣を取る者は皆、剣で滅びる」（同26：52）とも言っておられます。これらイエスの言葉に呼応するパウロの言葉を引いておきます。「愛する人たち、自分で復讐せず、神の怒りに任せなさい。『復讐はわたしのすること、わたしが報復する』と主は言われる、と書いてあります。・・・悪に負けることなく、善をもって悪に勝ちなさい」（ローマ12：19，21）。

本当の平和主義者であるイエスに習って、私どもが少しずつ平和の人となり、平和に生きていく時、そこに生まれてくる霊性（エートス）を、私はキリスト教平和主義の霊性と呼びたいと思います。三つ考えてみました。

第一は、非暴力主義です。どんな時にも、どんな暴力も使わないように努めることです。無抵抗主義は少々消極的な響きがあるのか、キングは「非暴力抵抗」と言いました。

第二は、私の言葉で全体的視点をもつことです。イエスは、神は「悪人にも善人にも太陽を昇らせ、正しい者にも正しくない者にも雨を降らせて下さる」（マタイ5：45）と言われました。この視点がないと愛は偏愛、正義は独善となり易く、平和が保てなくなります。

第三は、ユーモアです。主義に生きる人はゆとりを失いやすい。イエスに見られるアイロニカル・ユーモア（宮田光雄）をもって平和のために働きたいものです。

これは些か余談になりますが、キリスト教と戦争の関係について一言付け加えておきます。イエスの福音は平和の福音ですが、歴史的キリスト教は（初期の教会—コンスタンティヌス帝まで—を除き）むしろ戦争に親和的でした。聖戦論（十字軍主義）や正戦論（戦争に正しいものと正しくないものがあり、正しい戦争は容認、協力する）がそれです。これに対し平和主義は、再浸礼派などのむしろ傍流と言うべきキリスト教の中に受け継がれてきました（歴史的平和教会と呼ぶ）。キリスト教において平和主義がある位置を占めるようになったのは、ここ1世紀くらいのものではないでしょうか。

キリスト教平和主義の表明の一つに「良心的兵役拒否」があります。これは戦争を絶対的悪として否定し、兵役に就き参戦することを拒否するものです。第2次世界大戦中、日本では決して許されないことでしたが、アメリカでは1万2千人程の拒否者があったと言われます。今日では欧米など多くの国でこれが法制化され、拒否者に法的保護が与えられるようになっており、ドイツでは徴兵される若者の半数以上が兵役の代替役務（福祉事業など）に就いているとのことでした。

### 「良心的軍事費負担拒否」裁判

日本には幸い徴兵制度がありませんから、兵役拒否はできません。しかし、自衛隊とい

う軍隊があるのだから、それを維持する費用（税金のうちの軍事費分）の支払いを拒否することによって、自分の平和への思い（キリスト教平和主義）を表明することができる、それは良心的兵役拒否と同じ精神、同じ行動であるというのが、「良心的軍事費拒否」です。

私はかねてからこの行動をとりたいと思いつつも、聖書の「人は皆、上に立つ権威に従うべきです。税を納めるべき人には税を納めなさい」（ローマ 13 : 1, 7）の言葉が心にかかって躊躇していたのですが、自分なりにこの言葉を読み直し、法律的にも私に抵抗権があると納得できたので、まず確定申告時に軍事費分（国税の約 6 % 分）の控除を求め、その分納入しませんでした。税務署はこれに対し「更正通知」をもって納入を求めてきたので、異議申立てをしましたが棄却。そこでさらに国税不服審判所にこの処分について審査を請求しましたが、棄却の判決がありました。これが行政機関による最終審判なので、私は 1988 年 5 月に浦和地方裁判所に「所得税更生処分の取消し」を求める行政訴訟を起こしました。これが「良心的軍事費拒否」裁判です。

当時既に「良心的軍事費拒否の会」有志による同趣旨の裁判が進行中でしたが、私は一人の国民、一人の納税者として、代理人（弁護士）なしの本人訴訟でやりました。何分法律に全く不案内の素人裁判で、手続きなどわからないことも多く、裁判長に「専門家に相談なさったら」と皮肉られる始末でしたが、何とか自分の考えを自分で述べることができました。

裁判は判決の 1990 年 6 月までまる 2 年、この間公判 11 回、提出した準備書面（陳述と見なされます）は都合 7 通になります。以下表題のみを読みあげます。（1）訴えを起こした理由、（2）行政処分の違憲性と第 9 条違反の実態、（3）公務員の憲法尊重・擁護の義務、（4）平和的生存権、（5）納税者基本権、（6）良心的軍事費拒否権、（7）抵抗権と準備書面の総括。これに対し国側は答弁書と準備書面を各一通提出しただけでした。

私の主張を要約すれば、（1）自衛隊は軍隊であり、戦力不保持を定めた憲法案 9 条に違反する存在である。従って国が自衛隊に関する費用（軍事費）を支出することは憲法違反である。（2）所得税のうちこの支出に充てられる部分の課税もまた違憲であるから、国民は納税者基本権によってその分の納税を拒否することができる。（3）この納税拒否は、憲法前文及び第 9 条の中に確認される平和的生存権によっても保障されるべきものである。（4）軍事費分の納税を強制されることは、憲法第 19 条の思想および良心の自由を侵害することになる。そのおそれがあるときは、抵抗権の一つとしても納税を拒否することができるべきである。

私が裁判に踏み切った最大の理由は、私どもが愚かで悲惨な戦争の経験に学んで、軍隊を持たないと憲法に定めたにもかかわらず、政府は解釈改憲を重ねて、今日では世界有数の常備軍を保有し、実質的に戦争のできる（既にしている？）国になってしまっている。

主権者である国民も、この第9条の空洞化という違憲事態に対して、疑念も懸念も抱かないかに見える。そればかりでなく、強大な軍備を持ちながら、平和憲法があるから日本は平和国家である、世界の国々も私たちのような平和憲法を持てばいいのにと考える程の平和ボケと傲慢に陥っているのではないかと危惧するからです。このような欺瞞を放置しておけば、私どもの倫理感覚はますます鈍り、責任感の低下も免れないこととされます。

裁判を進める中で感じたことの一つは、税金の問題です。「軍事費拒否」というと、税金を払いたくないとのみ言っているように聞こえますが。決してそうではありません。むしろ民主国家の市民の義務として喜んで税金を負担するが、同じく市民の義務としてその使われ方にも責任を持ちたい、自分の支払う税金が戦争のためではなく平和のために使われたいと願うのです。平和か戦争かを分ける主要な要素が経済であるような現代において、税の問題を突破口として軍備撤廃への道を開くことができれば、というのも裁判の目的の一つと考えます。

「良心的軍事費拒否」裁判が究極的に目指すことは、世界に殆ど類のない先進的平和憲法を持つ白本が、世界に先駆けて名実ともに「良心的軍事費拒否国家（非武装平和国家）」になる、ということです。

判決は「原告の請求を棄却する」というもので、全面敗訴でした。判決理由は殆ど国側の答弁書をなぞったもので、「仮に国費（この場合、自衛隊費）が憲法に違反する事柄について支出されることがあるとしても、そのことが租税の賦課、徴収手続きの違憲、違法の原因となることはありえない」、「そのほか原告がその主張の、いわゆる納税拒否権の根拠として挙げるところはいずれも原告独自の見解であって、採用の限りでない」というもので、予想通り憲法判断は全く示されませんでした。

（拙稿「軍事費支払い拒否の思想—ある裁判の報告」『平和への道すじ—キリスト教平和主義の一証言』（キリスト教図書出版社、1997年刊）所収を参照）

## おわりに

既に申し上げましたように、日本国憲法が掲げた平和条項は、残念ながら文字通り忠実に実行されてきたとは言えませんが、その普遍的価値のゆえに、その規範意識は私ども日本人の中はかなり浸透してきていると思います。10年毎に戦争をした近代日本が、敗戦後半世紀以上にわたって、戦争で一人も殺さず、一人も殺されることがなかったという事実は、日本人にとって実に名誉なことであると思います。

キリスト教平和主義を信じ、これに生きようとする者は日本社会における少数者かも知れませんが、「平和を維持しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」（憲法前文）日本人の中核でありたいと願うものです。

2003年2月8日信濃町協会にて『2003年2月例会より』

(所載) 日本キリスト者医科連盟・関東部会「ニュース・レター」第33号

2003年3月